慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	植民地史研究における教区簿冊の利用について: シンガポール、セント・アンドリュウス教会の場合
Sub Title	Use of the Parish register as a study source of colonial history
Author	菅原, 建(Sugawara, Ken)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.93(199)- 107(213)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

植民地史研究における教区簿冊の利用について

――シンガポール、セント・アンドリュウス教会の場合――

原

建

はじめに

た登録簿」のことである。 定教化地区に属する信徒の洗礼、堅信証明、結婚、埋葬を記載しじみのない言葉かも知れない。わかり易く言えば、「ある教会の一教区簿冊(parish register)とは、東洋史研究においてはな

料を獲得しえる。 料を獲得しえる。 料を獲得しえる。 料を獲得しえる。

教区簿冊の利用を初めて試みたのは、フランス国立人口学研究

植民地史研究における教区簿冊の利用について

近代センサス実施以前の社会についての人口学的分析を可能にしたいとする人口学上の指標の検出を行ったものである。教区簿冊)の利用を通じて、「家族復元法(Familyサス資料(即ち教区簿冊)の利用を通じて、「家族復元法(Familyサス資料(即ち教区簿冊)の利用を通じて、「家族復元法(Familyサス資料(即ち教区簿冊)の利用を通じて、「家族復元法(Familyが基礎作業であるところから「家族復元法、資料中に発して、彼らの研究成果は、従来不可能であると考えられていたをして、彼らの研究成果は、従来不可能であると考えられていたが基礎作業であるところから「家族復元法」と称するのである。所(INED)のルイ・アンリを中心とする研究者たちであった。所(INED)のルイ・アンリを中心とする研究者たちであった。

たような人口移動の少ない農村地区とは異なり、シンガポールの留意すべき事柄がある。第一は、ルイ・アンリらが研究対象としところで、今回扱ったシンガポールの教区簿冊の場合、二つの

たのである。

九三(一九九)

思われる。
思われる。
思われる。
思われる。
とさき人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復ごとき人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復ご法を用いた教団の大多数を形成した。
とさら人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復ごとき人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復ごとき人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復ごとき人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復じとき人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復じる。

というととである。は、その記録の分析結果から全体像を描き出すのは不可能であるなので、シンガポールのごときキリスト教徒が少数派である所で、第二は、この記録があくまでもキリスト教徒を対象としたもの

かなる意図でこの教区簿冊を取り扱うことにしたかを述べる。以上二つの難点を挙げたわけであるが、それを考慮しつつ、い

を供給してくれることもあるのである。
を供給してくれることもあるのである。
を供給してくれることもあるのである。
を供給してくれることもあるのである。
とは難しいが、一方では、与えられたデーター内で、どの程度ののは難しいが、一方では、与えられたデーター内で、どの程度の処理・分析を行ない、そこから何らかの結論を導き出そうとするも、当教区簿冊の場合、センサスでは提供し得なかったデーターも、当教区簿冊の場合、センサスでは提供し得なかったデーターを供給してくれることもあるのである。

用できないということについては、裏返しに考えるとシンガポー次に第二の留意点、即ち基本的にキリスト教徒に対してしか適

リュウス校を創設したことをはじめ、セント・マーガレット

校での教育活動、中国人、タミル人、セイロン人等の伝道師

割を考える上で観てみる価値があると考えている。 教育・文化の主要な窓口の一つとして、キリスト教会が果した役は、欧米教育を受容した人が多く含まれる。彼らが受容した欧米人ってから、シンガポールのリーダー層を形成する人 々の 中 にの様相を観察するには有効であるかと思われる。殊に二十世紀にのような過程でこのキリスト教集団中に浸透して行ったのか、そルの場合、元来異教徒であったはずの中国人、インド人等が、ど

セント・アンドリュウス教会の教区簿冊

I

(St. Andrew's Cathedral) について以下に紹介しておこう。らない。しかしその前に、簡単にセント・アンドリュウス 教会り、一定したものではないので、当教会の各々の登録簿がどのよめ、一定したものではないので、当教会の各々の登録簿がどのよると簿冊は、時代、場所によってその形式や項目内容等が異なる。

(1) この教会の前身はアングリカン・チャーチであり、一八三年記載いた行っている。例えば、一八六二年にセント・アンドリュウス教会がある行政中心地区で、現在のセント・アンドリュウス教会がある行政中心地区いる。 世紀中は数少ないキリスト教会として、布教活動、教育活動世紀中は数少ないキリスト教会として、布教活動、教育活動世紀中は数少ないキリスト教会として、布教活動、教育活動世紀中は数少ないキリスト教会として、布教活動、教育活動世紀中は数少ないキリスト教会として、布教活動、教育活動世紀中は数少ないキリスト教会として、布教活動、教育活動を熱心に行っている。例えば、一八六二年にセント・アンドの場合に対している。例えば、一八六二年にセント・アンドの場合に対している。

翻訳・出版などがあげられる。 による布教活動、 布教書のマレー語、タミル語、 中国語への

(3)次にこれより洗礼者登録簿、 り、 最も規模の大きい教会の一つである。尚今度入手できたのは 一八五二年から一九二〇年までの約七十年間の部分である。 現在残されている当教区簿冊は一八二〇年から 今日 に その量と期間の長さからみても、シンガポールにおける 結婚者登録簿、 埋葬者登録簿の順 至

洗礼者登録簿の項目は、左記のとうりである。 洗礼者登録簿(Baptism Register)

洗礼者登録簿の項目

ghter または son で記載してある)、両親の姓と洗礼名(中国 住地名(abode)、職業名(quality, trade or profession)、 洗礼年月日、申告に基づく生年月日、受洗者名、性別 (dau-人の場合は姓名のみで洗礼名がないケースが多かった)、居

生年月日」と「洗礼年月日」が併記してあることである。つまり、 してから改宗する人々のケースに備えての措置なの かも 知れな 日と洗礼期日とが大幅にずれるケースが多い状況に対応する為 人口流動の著しいシンガポールという港市であるがゆえに誕生期 まず、洗礼者登録簿の項目の中で興味深いのは「申告に基づく 或いは中国人、インド人等にみられる、ある程度の年齢に達

次に「居住地名 (abode)」は、受洗者の両親の住んでいる都市 植民地史研究における教区簿冊の利用について

> 名が主に記されている(例外として、国名であったり、シンガポ できる上に、どこの出身者かも判明し得る。 内容によって、登録された当事者が、新来者であるか否かを判断 ール内の詳細な住所が記されているケースがあった)。 との項目

はないので、その記載内容は必ずしも一貫整頓されてはいない。 リスト教会を構成する人々の職業がわかり、時代別に職業構成の の地位、役割が記され、受洗者が生徒であったり、仕事に就いて いるように、ある基準をもって職業内容を分類した上での記載で 遷を追跡することも可能である。但し、近代センサスで行われて 傾向を見たり、場合によっては個人、或いは家族単位の職業の変 扱いで無記載である。との項目を観てゆくことによって、このキ いれば、当人の職名が記されている。 また、 受洗者が 既 婚 女 性 新生児や幼児である時は、その両親の職業名か或いはその職業内 (例えば、妻や未亡人である時) であった場合には、無職と同じ 三つ目として「職業名」の項目が注目される。これは受洗者が

(=)結婚者登録簿

結婚者登録簿の項目は、左記のとおりである。 結婚者登録簿の項目

(2)

結婚年月日、結婚当事者の洗礼名と姓(中国人の場合、 のみで洗礼名がないケースが多かった)、結婚当事者の年 区別)、職業名(rank of profession)、結婚時の居住地名 未婚女子 《spinster》、寡夫 《widower》、寡婦 《widow》の (residence)、父親の洗礼名と姓、結婚の認定方式 (banns 結婚当事者の身分(condition—未婚男子 (bachelor))、

贈者登録簿中で注目すべき項目は、洗礼者登録簿と 同様に 「聯or licence)、結婚当事者の署名、結婚立合人の署名。 いうこ

結婚者登録簿中で注目すべき項目は、洗礼者登録簿と 同様に結婚者登録簿中で注目すべき項目は、洗礼者登録簿と 同様に指婚者を取り巻く人間関係のネット・ワークを知り得る点で価がある。

三 埋葬者登録簿(Burial Register)

埋葬者登録簿の項目は、左記のとおりである。

③ 埋葬者登録簿の項目

(quality, trade or profession)、埋葬執行者の署名。で洗礼名がないケースが多かった)、死亡者の年齢、職業名死亡年月日、死亡者の洗礼名と姓(中国人の場合、姓名のみ

名の知識のない人であれば「熱性病」とだけ申告するであろうと名の知識のない人であれば「マラリア」という病気が原因で実際に死に至った場合、あある基準をもって分類し記述されていない為に難点がある。例えている内容(即ち、病名等)は、センサス資料のもののように、区簿冊にはない珍らしい項目である。但し、この項目欄に記されての登録簿中の注目すべき項目は「死亡原因」であり、他の教

る。そして、残りの項目についても、特別説明は要しないであろ「職業名」の項目については、他の二種の登録簿と 同 じで あ

人名から性別を判断することはできないのである。の区別はかなり可能であるのに対して、ローマ字化してある中国である。後に詳述するが、欧米人の場合、その洗礼名からの男女この埋葬者登録簿の難点は、性別を示す項目が欠けていること

II 集計結果とその考察

――中国人のデーターを中心として――

のを中心に言及したい。関しては手短かに紹介するにとどめて、データー内の中国人のも小稿では、紙幅の都合により各登録簿の全体のデーター結果に

一洗礼者登録簿

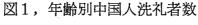
るいくつかの特徴を以下に列挙する。 まず、表1、"Baptisms Registration"の結果に表われてい

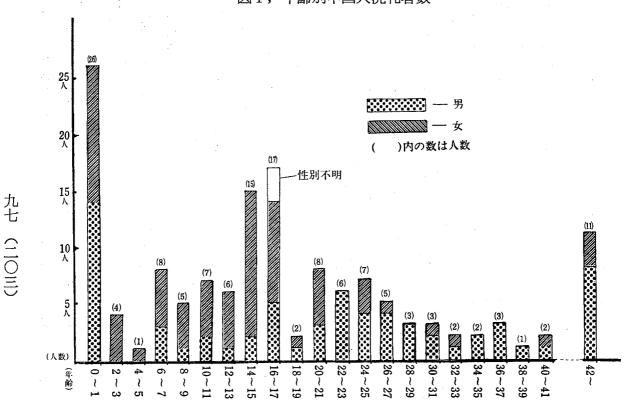
- 見られない。 除けば、当教会における受洗者数は殊に増加している傾向がい。はじめの年次別コーホート(一八五二年~一八五四年)を
- (6) 受洗者の性比は、全体的にみて大きな差はない。
- ら。 © 二歳以上で洗礼を受けた人が全体の約十五%を 占めて い
- (d) 中国人の受洗者数が、一八五五年から一八七〇年にかけて

	受洗者	性	別(人)	受洗	年齢(歳)	词	前親の	居住	地 *		受の
年 次	総数	男	女	0~1,	2~9,	10~	а	Ь	C ·	d	e	受 の 光 出 日 日 人
1852-1854	75	40	31	61	. 7	4	68	4	_	1	_,	7
1855-1859	208	106	101	149	28	25	196	3	5	1	2	28
1860-1864	299	171	128	218	29	51	285	10	-	_	-	38
1865-1869	280	153	127	241	18	21	244	22	2	9	-	10
1870-1874	276	134	142	235	19	17	267	9	-	-	_	10
1875-1879	318	165	153	260	39	17	300	13		-	-	6
1880-1884	288	142	146	244	24	20	265	22	-	-	-	6
1885-1889	301	150	149	273	16	11	288	9	-	1	-	5
1890-1894	299	156	143	259	22	12	273	20	-	1	_	8
1895-1899	255	123	132	231	16	8	232	23	-	•••	-	3
1900-1904	271	123	147	248	14	7	257	9	1	2	· _	7
1905-1909	326	179	145	290	11	25	300	21	1		-	9
1910-1914	225	102	122	221	24	9	201	17	2	-	-	12
合 計(人)	3421	1744	1666	2900	267	227	3176	182	11	15	2	149 _人

表1, Baptisms Registration (1852-1914年)

^{*}a = +a = 受洗者の合計と必ずしも一致しない。





九八(二〇四)

史

多くなっている。

* *

	結婚認	定方式	結婚	当時者	の立ち	易]	職業	英 種	别	数	(人)		
	Banns	Licence	B / S	B / W	We / S	₩e ✓ ₩	S	С	G	T	М	Mr	En	A	Sk
1	5	26	26	_	4	1.	9	4	1	2	_	6	-	3	1
Ì	14	51	. 46	7	10	ì	12	14	1	2	-	12	-	9	2
	29	60	66	8	10	4	15	11	3	5	-	16	4	5	7
1	28	56	71	3	7	3	8	18	5	9	1	16	7	8	4
1	34	45	60	9	9	1	8	10	3	5	2	18	7	10	5
1	36	63	72	15	6	6	14	17	. 3	5	5	12	9	10	1.
	38	66	85	5	9	4	13	15	7	10	5	17	11	15	1
	78	66	123	8	12	1	15	25	3	10	12	31	10	15	3
1	84	45	115	5	7	2	10	22	4	7	2	27	25	17	4
	70	65	116	9	10	-	9	23	4	. 8	8	23	24	16	4
	80	70	130	9	10	1	7	16	5	15	5	19	40	19	9
ı	89	88	158	6	7	6	5	30	17	17	16	25	27	20	7
	84	135	198	9	12	1	3	27	5	13	40	28	31	9	9
	55 ====	146	189	7	4	2	4	22	-11	8	61	22	13	12	8
	724	982	1455	100	117	33	132	254	72	116	157	272	208	168	65

(各内訳の数字は不明分を含まないので、それらの和が 結婚者の合計と必ずしも一致しない。)

以上に挙げた特徴の中から、まず(©について推察し得ることとである。

次に、特徴で述べた中で、特に十歳以上で洗礼を受けた者に次に、特徴で述べた中で、特に十歳以上で洗礼を受けた者に、それと並行する時期にシンガポールにおける非欧米人の人口は急程している。つまり、新たに流入して来た人々をよりスト教へもしている。つまり、新たに流入して来た人々をよりスト教へもしている。つまり、新たに流入して来た人々をよりスト教へをおしている。そこで、その改宗の対象者たる中国人の状況が読み取れるのである。そこで、その改宗の対象者たる中国人の状況を観るにあたって、図1を見てみることにする。その特徴を挙げると、

(a) 十六歳~十七歳の年齢別集団を頂点として盛り上ってい

	j	男 (人)	結	婚時の月	舌住地	<u> </u>	女	; (人)	結婚	昏時の居	住地	2
年 次	中国	非 中 国	平均年	シンガポー	マラヤ アラヤン	中	欧 米	中国	非中国	平均年	シンガポー	東南アジ	中	米
	<u> </u>	人	齢	ル	びア	国	濠	· 人	<u> </u>	齢	ル	びア	国	濠
1852-1854	2	29	29.6	29	2	-	-	- 1	30	20.1	31	-	-	-
1855-1859	1	68	19.3	66	-	-	-	0	68	18.4	67	-	-	-
1860-1864	10	80	27.5	78	9	1	-	10	79	21.0	88	-	-	-
1865-1869	9	75	28.4	69	12	1	2	. 9	75	20.0	78	1	-	5
1870-1874	6	73	28.9	77	1	-	1	6	73	20.3	. 77	1	-	1
1875-1879	8	91	29.9	87	11	1	-	8	91	21.7	98	-	-	1
1880-1884	10	94	29.6	100	- 3	1	-	10	94	23.3	103	-	-	1
1885-1889	15	129	30.4	135	7	1	1	16	128	23.1	136	4	-	4
1890-1894	9	120	29.8	123	5	-	1	9	120	22.8	126	3	-	-
1895-1899	8	126	29.9	112	19	1	1	9	126	22.8	122	6	-	7
1900-1904	6	144	30.1	137	10	-	3	6	144	24.2	145	2	-	3
1905-1909	4	174	30.5	140	27	3	7	3	174	25.6	150	6	3	18
1910-1914	10	209	30.2	125	83	-	3	10	209	26.3	116	11	1	74
1915-1919	6	198	30.5	102	92		-	6	198	25.5	88	21	2	89
合 計 (人)	104	1610		1308	281	9	19	105	1609		1425	56	6	203

表 2, Marriages Registration (1852-1919年)

会での洗礼状況にも見られるものである。

合に生じるものであり、日本におけるキリスト教

数が極度に集中する。したがって、⑷、⑹にあるなので、○歳から二歳未満ぐらいの範囲に受洗者

通常の場合、生れてから特別な事情の

ない

分布に相違が認められる。

いであるが、十歳から三十歳の範囲で、その

慣習として早い時期に教会で洗礼を行うはず

(b)

受洗者が、高年齢に至るまで広く分布して

いる。

男女の割合は、

全体としてはほぼ同じくら

ような現象は、

明らかに人生の途中で改宗した場

結婚者登録簿

次に回の現象については、彼らの職業と後述する家族復元作業の結果とを考え合せると、十六歳る家族復元作業の結果とを考え合せると、十六歳の中では、両親がキリスト教徒であったり、カル歳以上の就業している者が多いとみなされる集団では、両親がキリスト教徒であったり、カル歳以上の就業している者が多いとみなされる人々の中では、男子の数が上回っているが、これはシンガポールにおける中国人男子の割合が、これはシンガポールにおける中国人男子の割合が、これらの年齢層に著しく多いことに影響されているからではないかと思う。

九九(二〇五)

^{*}B/S—bachelor & spinster, B/W—bachelor & widow, We/S—widower & spinster, We/widower & widow

^{**}S—船舶航海関係 (seaman, captain, mate, etc), C—事務職(clerk, accountant, etc), A—軍隊, 警察関係 (soldier, policeman, etc), G—行政職 (government officer, inspector, etc), T—教師, 医師, 法律家, M—農鉱業從事者 (miner, planter, etc), Sk—職工 (carpenter, blacksmith, etc), Mr—商業從事者 (merchant, shopkeeper, etc), En—技術者

史

はじめに、表2の特徴を以下に列挙する。

- (a) 増えている傾向がない。 が、中国人の場合は一八八〇年代をピークにして、その後は 当教会で結婚した者は、年代を追って徐々に 増えて いる
- (þ) とに近隣の東南アジア諸地区への分散状況が見られる。 居住地は、圧倒的にシンガポールが多いが、年代を追うご
- (c)五歳へと高くなってゆく傾向が見られる。 して、女子のそれは、年代が下るに連れて約二十歳から二十 平均結婚年齢は、男子が一貫して三十歳前後であるのに対
- (d) "Licence "が優勢であったが、年代が下るに連れて"Banns" による件数が相対的に多くなって来ている。 結婚認定方式(Banns or Licence)において、 当初は
- され得ることは、当初のシンガポールでは開拓移民が開始されて 事情があった時のみ、後者の方法を採ることになる。そこで推察 者の方式を採る場合が多く、結婚するのに際して何らかの特別な は神父にその認定を委ねる方式である。しかし、一般にはほぼ前 員に問う性質のものであるのに対して、 "Licence "は牧師或い であると考えているのが似の結婚認定方式の時代的推移である。 から時間を長く経ていないので、結婚当事者の結婚の可否を判断 Banns "とは、結婚前にその結婚の可否を同じ共同体内の構成 さて、以上の特徴の中で、特に教区簿冊を観る上で注目すべき り、行政、鉱・農業関係者の伸びがその中でも目立つ。 が減少傾向である他は、全般的に年代を追って増加傾向にあ 職業種別分布については、『S』項目の船舶航海関係の職種

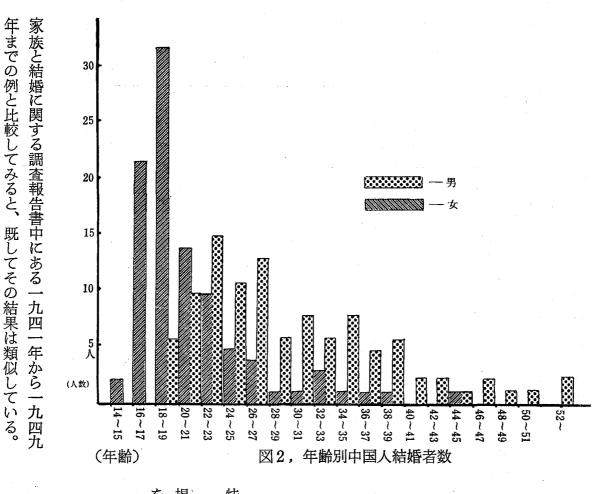
Licence を必要とする理由として、 異宗派同志の結婚例や 異な 方式を採れる状態ではなかったということである。また或いは、 するような当事者の関係する集団がまだ乏しかった為に る教区出身者同志の結婚例が多かったことも考えられる。

で働く鉱山技術者であったり、プランターであったり、 れらの産業に付随する職業に従事する者たちである。 ラヤ近隣の諸地区は、いずれも植民開拓地区であり、彼らはそこ の時代的政治・経済状況をよく反映している。シンガポール、 次に、60の居住地分布の時間的変遷については、旧海峡植民地

である。 る。 婚年齢の年代が下るに連れての上昇も同様な点で検討すべき問題 あったかは調べて比較検討してみる必要がある。また、女子の結 のであろうか、それとも本国においても、当時の普遍的な現象で 最後に、平均結婚年齢であるが、男女とも高い数値を示してい 中国人に関してもほぼ同様である。これは移民社会の特質な

や隔たるが、M・フリードマンの旧海峡植民地における中国人の 散がかなり広く、その平均値も高いことがわかる。対象年代がや 後半にかけてなだらかに盛り上り、三十歳以後は徐々に下降して 子の数値に比べるとやや低い。一方、男子は二十歳から二十歳代 の数値とだいたい同じくらいである。中国人男子の結婚年齢の分 ゆく分散をしている。そして、平均結婚年齢は、教会全体の男子 少なくなって低滞している。そして平均結婚年齢は教会全体の女 女子は十七歳から二十一歳にかけてピークを迎え、その後は急に ここで、

図2で中国人の結婚年齢の分散状態を見て頂きたい。



職

merchant

storekeeper

shopkeeper

book keeper

bill collector

salesman

banker

clerk

mayor

cashier

accountant

inspector of

policeman

translator

journalist

police

trader

人数

2

5

1

7

1

1

1 2

1

1

1

1

1

4

(結婚者登録簿より)

表4一Ⅰ,中国人の職業別数

29

職

teacher

doctor

dresser

printer

engineer

captain

servant

manager of

missionary

catechist

colporteur

photographer

master mariner

estate

計

業

medical student

名

人数

2

2

1

2

5 1

1.

1

1

1

11

1

2

2

1

93,

掲げた を要約 特に興 (届は 教徒の方が少ない。 公が が が

・・フミリージくこい	年齢層(十四歳から	から五十歳)での結	の範囲幅)がより大	中国人キリスト教	約すると、次のごと	られていた所で、と	け出結婚)と chri	興味深かったのは、
0	年齢層(十四歳から十六歳)においては、逆に中国人キリ	から五十歳)での結婚例が相対的割合として多い。また、	の範囲幅)がより大きい。具体的に言えば、高年齢(三十	中国人キリスト教徒の結婚年齢の標準偏差(結婚する年	く指摘している。	られていた所で、この二種のグループを比較した場合の特	け出結婚)と christian marriage の統計を比較した表	興味深かったのは、その報告書中で女子の civil marria
	逆に中国人キリ	て多い。また、	、高年齢(三十	差(結婚する年		較した場合の特	計を比較した表	civil marria

"civil marriage"の場合、結婚年齢のピークは十六歳か

(b)

101 (10年)

	埋	性別	数	平			職	業	種 別	人	数 *	(人)		-	中国	人数
年 次	葬 者 数	男	女	均年齢	S	С	Α	G	т	М	Sk	Mr	En	Ch	実数	年平均数
1852-1854	114	86	11	33.3	63	4	3	-	2	1	2	8	3	5	1	0.3
1855-1859	281	212	38	28.0	147	5	20	2	1	1	14	4	4	37	4	0.8
1860-1864	274	190	35	29.0	122	14	14	2	-	1	20	15	1	27	7	1.4
1865-1869	227	164	38	29.4	80	12	22	7	-	1	8	11	9	31	3	0.6
1870-1874	256	183	.36	28.9	81	12	19	2	3	-	16	18	18	37	6	1.2
1875-1879	237	168	49	30.6	75	9	15	6	4	-	11	7	20	43	8	1.6
1880-1884	221	130	49	30.9	54	6	14	3	3	5	6	18	9	44	14	2,8
1885-1889	239	155	46	30.4	38	7	29	4	5	-	6	10	12	48	16	3.2
1890-1894	195	101	41	30.4	22	8	6	1	7	7	5	7	13	42	24	4.8
1895-1899	213	123	60	33.5	25	14	9	7	5	7	5	7	17	41	23	4.6
1900-1904	199	99	40	32.4	25	11	7	7	5	1	1	5	18	42	19	3.8
1905-1909	219	125	55	36.9	19	14	5	5	8	5	6	13	13	32	10	2.0
1910-1914	173	94	38	36.3	10	11	7	4	6	7	.4	3	10	26	3	0.6
1915-1919	221	134	47	39.3	19	17	10	3	10	12	3	_6	11	23	5	1.0
合 計 (人)	3069	1964	583	====	781	144	181	50	59	57	107	132	158	478	144	F===:

表3, Burials Registration (1852-1919年)

*S-船舶航海関係(seaman, captain, mate, etc), C-事務職(clerk, accountant, etc), A一軍隊, 警察関係 (soldier, policeman, etc), G—行政職 (government officer, inspector, etc), T一教師, 医師, 法律家, M一農鉱業從事者 (miner, planter, etc), Sk—職工(carpenter, blacksmith, etc), Mr—商業従事者(merchant, shopkeeper, etc), En一技術者, Ch-10歳以下の子供。

各内訳の数字は不明の分を含まないので、それらの和が埋葬者の合計と必ずしも一致し ない。尚、表3中の「平均年齢」は、単に各年次別コーホートの死亡年齢の総和を死亡 者数で割った数値である。

最後に、

この登録簿における中国人の職業別の内容を

る。

の類が多かったのに比べて、大部性格を異にしていたの 内容は、一般の中国人の職業が下級労働者、肉体労働者 事務関係職が多いと言える。一方、いわゆる肉体的重労

さが目につくであろう。そして全体的にも知的労働者 表4-Iに掲げた。一見しただけで事務職(clerk)の多

る。つまり、これら当教会に属する中国人の中での職種 働者の数は、当時の状況から見て、とても少ないのであ

埋葬者登録簿

はじめに、表3の特徴から述べて行くことにする。 死亡件数が、当初に比べて徐々に減少して来てい

サス資料を比較検討してみる余地が十分にありそうであ される。今後、シンガポールの教区簿冊と同時期のセン 徒の慣習や教会法等の規制に影響されていることが想像 以上のような両者の相違があることが報告されている 中国人キリスト教徒のこれらの特徴は、 ら二十二歳の範囲に集っていて、平均値は約二十一 り、平均値はやや高くなって二十二・四歳である。 全体の 七十七%が 十七歳から 二十五歳の範囲に の場合は、十八歳から二十三歳がそのピークであり、 歳である。それに対して、"christian marriage" ら二十三歳どろであり、全体の七十八%が十七歳か キリスト教

0二 (三)八

る傾向がある。

ととろ

- (b) 死亡の平均年齢は徐々高くなって来ている。
- (c) 割合がが高くなって来ている。 男女の割合は、年代が下るにともなって徐々に女性の占め
- 中国人数のピークが一八八〇年から一九〇五年にかけて見
- 師、医師等)、M(鉱業、農業従事者)、En にも、絶対的にも、減少している所が目につく。一方、Tへ教 占める量が特に多いが、それが年代を追うごとに、相対的的 傾向が認められる。 結婚者登録簿での結果と同様に、船舶航海関係職従事者の (技術者) は増加
- 子供の死亡数が一貫して高い。

れば、 て、既婚女性である疑いの大きい事例も少なからず含まれている 記載であったものが多く、その年齢と無職である こと から考え 可能性があることを付言しておく。 出て来てしまった。但し、判定し得なかった事例には職業欄が無 た具合である。しかし、それでも性別を判断できなかった事例は チュワート」という職業に就いている人には女性はいないと言っ び職業の内容を頼りに判定した。簡潔にその性別判定要領を述べ 目欄が当登録簿には欠如しているからである。そこで、洗礼名及 が、埋葬者登録簿の形式の説明でもあったように、性別を記す項 ことがある。それは「不明」の数が非常に多いという 点で ある 表3を見るにあたって、性別数の欄についてお断わりしておく 「エリザベス」という名のつく人には男性はおらず、

植民地史研究における教区簿冊の利用について

図3, 年齡別中国人埋葬者比率 25 20 **葬者合計(144人)を100とし** 15 10 (a) (%) 25 - 2980~ $5\sim9$ $|20 \sim 24$ $30 \sim 34$ $35 \sim 39$ $45 \sim 49$ 75~79 0~4 60~64 65 - 69 $15 \sim 19$ 40 - 44 $55 \sim 59$ $10 \sim 14$ $50 \sim 54$ 70 - 74て に占める と、そと 欄を見る の性別数 る。表3 隔てなく 象は、男 死亡総数 集団内の 合の多さ 女性の割 必ず訪れ という現 中の男女 女に分け

気付

ある

いが、 比は、 ったのではないかと思われる。 と考え合わせると、やはり教会内での女性の割合は相対的に多か 当時のシンガポールに見られた男性が圧倒的に優勢な性比 その総人口中の男女比と必ずしもよく類似するとは言えな

次に回で挙げた特徴について述べると、結婚者登録簿での職業

〇三 (二〇九)

史

は、今後の課題としたい。 S(船舶航海関係業従事者)の減少がどうした理由に よるの かる農業の発展、錫鉱山の開発等の事情をよく反映している。 一方、E(技術者)の増加傾向は、ゴム・プランテーションを代表とすについての結果とよく類似している。M(鉱業、農業従事者)と

の範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、この □□□の範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、この □□□の範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、この歳以後の年齢別集団の範囲にある。一般に死亡率は、当ずにある最低点に達する。その後は再び徐々にゆるやかに、年生後間もない期間に極度に高く、その後低下して、通例一○歳代数の増加にともなって高くなってゆくのである。一般に死亡率は、年後間もない期間に極度に高く、その後低下して、通例一○歳代数の増加にともなって高くなってゆくのである。しかしながら、対したの。本来ならば死亡率が高くはないはずのと、年後間もない期間に極度に高く、その後低下して、通例一○歳代数に、二〇歳以後の年齢別の分布を表わした図3の特をいるとを示している。本来ならば死亡率が高くはないはずのと、このは、この □□□の範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、この □□□の範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、この □□□の範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、このは、三回のである。□□□の範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、この □□□の範囲の年齢層に死亡者の割合がは表している。□□□の範囲の単位の関係を表している。□□□の範囲の単位の表しまである。□□□の範囲の表しまである。□□□のである。□□□のである。□□□のである。□のである。□のではるる。□の

この教会の中国人集団は、定着性の高い成員から構成さまで、男女比の均衡状態への近さの程度は、しばしばその中の女子の割合が極めて高かったと推定される。そし中の女子の割合が極めて高かったと推定される。そしかの女子の割合が極めて高かったと推定される。そした330中の定着性への指標に用いられる。不明の件数の中に男子が次に男女別の件数について見ると、女五十八件、男四次に男女別の件数について見ると、女五十八件、男四次に男女別の件数について見ると、女五十八件、男四次に男女別の件数について見ると、女五十八件、男四次に男女別の件数について見ると、女五十八件、男四次に男女別の件数について見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見ると、女五十八件、男四次に見からはいる。

ったからであると考えられる。

年齢集団内の人数が、他の年齢層の量に比べてより多か

れていた可能性も考えられる。

目指し、 考え得る現象を呈しているのである。 ていた中国人は、 思われる。 や知的労働者になって行く過程を示す職業分布ではなかろうかと で定着し始めた場合、彼らが徐々にその社会経済的階層の上昇を 働者の割合が少ないということである。そして一方では、 ンガポールの中国人たちが下級肉体労働者や小商人を主流として 働者の占める割合は高い。これは、中国人が異郷に移住し、 いた状況と対比させた場合、当教会の中国人の内に占める肉体労 簿から抽出した表4-Iとよく類似している。 最後に、表4−Ⅱについて見てみよう。 買弁的職業 見方を換えれば、 主に定着を既に開始していた人々が多かったと (現地の勢力との仲介者的役割を果す職業) この結果からも、 この結果は結婚者登録 この教会に関係し つまり、

TELL MIC &	, ,	*	数 (人)
職 業 名 ———————————————————————————————————	男	女	不明	合計
merchant	2	-	-	2
trader	- '	-	1	1
clerk	- 3.	. ,	. 2	5
overseer	1	-	-	1
apothecary	1	_		1
doctor	1	-	1	2
teacher	1	-	İ	2
教会関係職 *	1	-	3	4
government pensioner	1	-	2	3
planter	1	-	-	1
servant	-	-	3	3
maid	-	1	-	1
tailor	1	-	-	1
職 工 **	4	-	2	6
pupil,student	-	2	3	5
その他	- .	-	8	8
=====================================	17	3	26	46

表4一II,中国人の職業別数 (埋葬者登録簿より)

^{*}catechist, colporteur.

**compositor, blacksmith,
bricklayer, etc.

四 中国人のデータによる家族復元

よい。
るようないくつかの難点があって、期待したようには容易にゆかで記されている為に生じる問題は別としても、実際には次に述べび出して整理することになるのであるが、読み取りにくい筆記体が出して整理することになるのであるが、読み取りにくい筆記体

- を接頭語ののようにつけている例がある。 場合、名前の一字目を省き、二字目の 上 に「阿(Ah~」等場合、名前に略称が用いられている場合が時々ある——中国人の
- かと考えられる。)

 がと考えられる。)

 がら必ずしも同じ音写がなされていない場合がある。(これがら必ずしも同じ音写がなされていない場合がある。(これがら必ずしも同じ音写がなされていない場合がある。(これがと考えられる。)

三点である。 による一致、②性別の一致、③職業(親属関係も含む)の一致のすることを試み、少なからぬ抽出・検討をし得た。即ち、①年差することを試み、少なからぬ抽出・検討をし得た。即ち、①年差右に挙げたようなケースに対拠するために次の三点でチェック

*Lam Chui Neo,1870年、20歳、女、父名──Heng Lam *といろな年齢範囲(十八歳ぐらいから四十歳ぐらいにかけて)、即そうな年齢範囲(十八歳ぐらいから四十歳ぐらいにかけて)、即の中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するとの中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するとの中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するとの中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するとの中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するとの中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するというないには、光礼者登録簿中に *Chui Neo, 1860年、10歳、女、父名──Heng Lam *といりないには、光礼者登録簿中に *Chui Neo, 1860年、10歳、女、父名──日の中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するというないには、光礼者登録簿中に *Chui Neo, 1860年、10歳、女、父名──日の中から、疑わしきデーターをチェックするのである。するというないには、光礼者を表している。

植民地史研究における教区簿冊の利用について

クする。「林」という姓は、広東語で、"Lam"他の方言う件が見つかる。「林」という姓は、広東語で、"Lim"と発音したりする。そして、そのデーターの埋葬者登録簿中の有無をチェッでは"Lin"又"Lim"と発音したりする。そして、そのデーターが一八六十年の時点で十歳の女、結婚時で二十歳の女であれば、まず間違勘定が合う。更に加えて、父親の名前が同じであれば、まず間違めなく同一人物のものであると判定するのである。そして、そのデーターのする。

次に、結婚者登録簿の各データーを出発点として、例えば次の次に、結婚者登録簿の各データーを出発点として、例えば次の次に、結婚者登録簿の各データーを出発点として、例えば次の次に、結婚者登録簿の各データーを出発点として、例えば次の次に、結婚者登録簿の各データーを出発点として、例えば次の次にときチェックをする。"Choo Tien Soo, 男、5歳、父名——ごen Soo, または"daughter of Tien Soo, などと書いてあったりする(但し、筆記者の記録方法の違いにより、職業欄に親子だりする(但し、筆記者の記録方法の違いにより、職業欄に親子だいする。または"daughter of Tien Soo, または"daughter of Tien Soo, などと書いてあったりする(但し、筆記者の記録方法の違いにより、職業欄に親子ないよって親子関係が判明する例が埋葬者登録簿、洗礼者登録簿の中に複数見出されれば、兄弟姉妹関係もわかるのである。

このように各登録簿のデーターを起点にして相互にチェックすな手順で他の二種の登録簿内のデーターと照合・検索を試みる。最後に、埋葬者登録簿の各データーを出発点として、似たよう

なからずあったと思われる。 とでもなお十分にデーターの欠点、難点を解決できない事例は少がある程度可能であった。しかしながら、以上のチェックを経たの洗礼、結婚、死亡のデーターを抽出したり、補完訂正することで何らかの誤りや違いが生じた為に見つけられなかった同一人物弟姉妹関係をつきとめたり、同一人物であっても記述に至る過程ることにより、名前だけで検索しただけでは判らなかった親子兄

のが大半である)。

①洗礼、結婚、埋葬の三つ全てを当教会内で挙行しているケーさて、以上の手順を経て得た結果は次のとうりである。

ずかに約二割程度であった。② 何らかの親族が当教会内にいるケースも意外に少なく、わ

には、次の原因が想定される。由があるにしても、私の予想を大きく下回る内容であった。それての結果は、データーを十分に家族復元できていないという理

- の、角皮を以下のようで、女女をでもし、古香、里車のいげて教会で行っていない。そして登録簿内にその親属がいない。教へ入信した者が多い為に、洗礼、結婚、埋葬の全てをこの()家族、親族等の宗教とは関係なく、本人が単独でキリスト
- 当教会の登録簿には、その一部しか現われない。 かの登録を行っている為に、実際にキリスト教徒であってもい 当教会以外のキリスト教教会で洗礼、結婚、埋葬のいずれ
- (C) 人生の途中で、キリスト教徒であることをやめてしまっ

た。

小結

果は、 することから、いくつかの興味深い結果が見出され、当教会に関 は、フランスやイギリスで過去に行なわれた研究方法と同じよう 得た後で、他の文書史料と比較検討することは、より関心のある 録の量も決して多くはない事等で、そのデーターから得られた結 ることにある。したがって、まだ一教会の記録にすぎない事、 大方の目的は、中国人のデーターを中心にしてその史料を提示す にはその史料の性格上できない。しかしながら、この史料を整理 たからである。 の側面を見出したり、従来の定説に疑問を投げかけることもあっ づいた過去の研究成果中には、文書史料では得られなかった歴史 所である。なぜならば、 検討しなければならないことは確かである。そして、その結果を っていた人たちの像が浮かび上って来たのである。小稿における 今回、 更に同時代の他の教会の教区簿冊の調査結果と併せ加えて 利用を試みたセント・アンドリュウス教会の 教区 簿冊 教区簿冊から引き出されたデーターに基

える場合、その重要な接点として、キリスト教会に関っていた中界を有していることは、小稿の中で述べて来たとうりである。し界を有していることは、小稿の中で述べて来たとうりである。しかし、少なくとも過去に為されて来た説明には危険があろう。しかし、少なくとも過去に為されて来た説明によい。かかがポールの教区簿冊が、史料としていくつかの問題点と限シンガポールの教区簿冊が、史料としていくつかの問題点と限

てくれることが期待されるのである。国人、インド人らの分析については、新たな研究の緒口を提供し

内容についても御教示、御叱責を頂ければ至幸である。)個所も少なくないが、紙幅の都合もあり御容赦願いたい。また、(尚、本稿においては、より説明を加えなければならなかった

注

- 中に占める中国人の割合を百分率で示したものである。(1) 当時の人口を参考のため左に掲げる。()内の数は全人口
- 1860年— 81,734人,1881年—137,722人,1901年—226,842人,1921年—418,358人 • 中国人
- 1860年— 50,043人(61.2%), 1881年— 86,766人(63.0%), 1901年—164,041人(72.1%), 1921年—315,151人(75.3%) (Saw Swee-Hock, Singapore Population in Transition. Philadelphia, Univ. of Pennsylvania Press, 1970 より)
- (a) Freedman, M., Chinese Family and Marriage. Report of the Colonial Social Science Research Council, Singapore 1953, pp. 109-112.
- (3) 当時の性比を参考のため左に掲げる。各年度の数値は女性(3) 当時の性比を参考のため左に掲げる。各年度の数値は女性
- 中国人

1921年一2.044

植民地史研究における教区簿冊の利用について

1860年―14.407, 1881年―5.112, 1901年―3.871, 1921年―2.123 (Saw Swee-Hock, op. cit., より)

追記

である。
小稿の中で、例として挙げた人物の姓名は、あくまで仮のもの